

防整施第6939号  
28.3.31  
一部改正 防整施第4679号  
29.3.30  
一部改正 防整施第14246号  
29.9.26  
一部改正 防整施第2822号  
30.3.7  
一部改正 防整施第6040号  
31.3.28  
一部改正 防整施第16876号  
令和2年10月28日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の  
取扱いに係る細部事項について（通知）

標記について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いについて（防整施（事）第147号。28.3.31）に基づき、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

また、本通知の実施に関し、必要な細部事項の運用については、整備計画局施設計画課長から通知させる。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（防整施第15610号。27.10.1）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る運用について（防整施第15575号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 第1 発注の見通しに関する事項の公表

### 1 公表の対象

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第2条第1項により、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円を超えないと見込まれるものを除き発注の見通しに関する事項の公表を行うものとする。
- (2) 令第2条第5項に定める発注の見通しの変更に関する事項の公表を行うものとする。

### 2 公表の時期

- (1) 発注予定工事の年度当初の公表  
毎年度、4月1日以降で、当初予算の成立後速やかに行うものとする。
- (2) 発注予定工事を見直した場合の公表  
当該年度の10月1日を目途として行うものとする。ただし、補正予算の成立に伴い見直した場合は速やかに行うものとする。  
なお、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が必要と認めた場合は、適宜行うことができるものとする。

### 3 公表の方法

契約担当官等は、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）の文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所をいう。以下同じ。）に備え置いて閲覧に供するものとし、当該事項を公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

また、発注見通しの公表については、文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供するほか、防衛省発注機関のホームページに掲載するものとする。

## 第2 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表

### 1 公表の対象

令第4条第2項及び第3項により、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が250万円を超えないものを除き、同条各項に定める事項の公表を行うものとする。

### 2 公表の時期

- (1) 公表の時期については、契約の締結後遅滞なく実施するものとする。  
なお、令第4条第2項第2号から第7号までに定める事項については、契約の締結前に行うことを妨げないものとする。

(2) 総合評価落札方式を適用する建設工事に関する事項の公表と併せて、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6033号。31.3.28）の別添1第2V1(1)に定める評価の公表を契約締結後遅滞なく実施するものとする。

### 3 公表の方法

前項に係る公表及び令第4条第1項に定める事項に関する公表の方法については、第1第3項に準ずるものとする。

また、入札結果等の公表については、文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供するほか、防衛省発注機関のホームページに掲載するものとする。

### 4 入札状況の報告等

防衛省発注機関の長は、入札・契約状況調書又は随意契約結果書を作成の上、整備計画局長に報告するものとする。

## 第3 不正行為等に対する措置

1 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第10条に定める公正取引委員会への通知については、工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（防整施第15572号。27.10.1）に基づき適切に行うものとする。

2 防衛省発注機関の長は、建設工事の受注者である建設業者に法第11条第1号又は第2号に該当すると疑うに足る事実があるときは、当該建設業者が国土交通大臣の建設業許可を受けている場合にあつては、建設業者の本店所在地の地方整備局長に、都道府県知事の建設業許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けた都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

また、当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する（当該工事が行われている場所の）都道府県知事に対しても、その事実を通知するものとする。

なお、地方整備局長及び都道府県知事へ通知する場合は、整備計画局長へ報告するものとする。

## 第4 法第17条に基づき定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定。以下「指針」という。）における措置

1 指針第2第1項第1号イに定める事項のうち、等級区分を定めた場合における区分の基準以外の公表については、訓令第13条に基づく有資格者名簿を文書閲覧窓口に備え置いて閲覧に供するほか、防衛省のホームページを利用して公表するものとする。

2 指針第2第1項第1号イに定める事項のうち、等級区分を定めた場合における区分の基準の公表については、訓令及び防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19.1.4）の別紙（ただし、第2第2項から第6項並びに第3、第6、第7及び第8に掲げる事項を除く。）を防衛省発注機関において建設工事の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）に備

え置いて閲覧に供するものとする。

- 3 予定価格及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条及び第98条に基づく調査基準価格の公表については、第2第2項第1号に定める公表時期に併せて公表するものとする。

ただし、予定価格については、契約前の公表は行わないものとする。

- 4 指針第2第1項第1号に定める事項のうちチに関する公表を行うものとする。
- 5 工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の運用について（防整施第15573号。27.10.1）、入札監視委員会設置要綱について（防整施（事）第152号。28.3.31）、建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手續について（防整施（事）第148号。28.3.31）、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）、工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28.3.31）、工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）、技術検査要領について（防整技第15682号。27.10.1）、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）、工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（防整施第15572号。27.10.1）、工事現場等における施工体制の点検要領について（防整施第15579号。27.10.1）及び建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28.3.31）を公表するものとする。

その他、公表が必要な文書については、整備計画局施設計画課長から通知させる。

なお、公表の方法については、第1第3項に準ずるものとする。

- 6 予定価格の作成に用いた積算内訳の公表については、建築及び設備工事にあつては種目及び科目ごと、土木工事にあつては費目、地区及び工種ごと、通信工事にあつては工事種目及び項目ごとの数量並びに金額等を明示した資料によるものとし、予定価格の公表時期に併せて公表するものとする。
- 7 社会保険等に未加入の下請負人に関する取扱いについて

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出（以下「届出」という。）をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人とししないものとする。

なお、社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続きは以下のとおりとする。

- (1) 社会保険等未加入建設業者の確認

工事監督官（工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28.3.31）第2条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、次に掲げる書類

を提出させる等により、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請書の直近のものをいう。）の写し

イ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

ウ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し

エ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

オ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険料申告書の写し

カ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

キ 適用除外誓約書

(2) 受注者が直接下請契約を締結する建設業者（以下「一次下請負人」という。）が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

ア 工事監督官は、当該一次下請負人に係る下請契約の契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを防衛省発注機関の契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

また、工事監督官は、受注者に対して、当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を速やかに提出するよう書面にて通知するものとする。

この際、特別事情申請書によっても当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を有すると発注者が認めない場合には、工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28.3.31）別冊第1又は別冊第2をいう。以下同じ。）第7条第2項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

イ 契約担当部署は、工事監督官から下請契約書等の写しの送付を受けた場合は、契約違反のおそれが発生した旨を防衛省発注機関の長へ速やかに報告するものとする。

ウ その後、受注者から特別事情申請書が提出された場合には、工事監督官は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行った後、契約担当部署へ特別事情申請書を速やかに提出するものとする。

エ 契約担当部署は、工事監督官から特別事情申請書の送付があった場合は、防衛省発注機関の長へ速やかに報告するものとする。

オ 防衛省発注機関の長は、エの報告を受けた場合、当該特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、競争参加資格・指名審査委員会（建設工事発注の公正を確保する措置について（防整施（事）第145号。28.3.31）に規定する審査等機関）による審議結

果を活用しても差し支えない。

なお、受注者から特別事情申請書が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

カ 受注者に対する違約罰の請求の事前通知等

(ア) 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当部署は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の違約罰を請求することとなる旨を通知するものとする。

$$P = C \times 0.1$$

P： 違約罰の額

C： 受注者と社会保険等未加入建設業者である一次下請負人との下請契約に係る請負代金額（法第15条第2項の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書等に記載された請負代金額を用いるものとする。）

なお、工期（受発注者間の契約における工期をいう。以下同じ。）内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条第2項の規定に違反している状態が継続している場合には、工事監督官は一定の期間を定めて、受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認することができる第1号アからカまでの書類（以下「確認書類」という。）を提出するよう改善の指示を行うものとし、受注者から確認書類が提出されたときは、工事監督官は、契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

(イ) 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当部署は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると防衛省発注機関の長が認めた旨を通知するとともに、工事監督官は、受注者に対して、一定の期間を指定しその期間内に確認書類を提出するよう求めるものとし、受注者から確認書類が提出されたときは、工事監督官は、契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

この際、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条第2項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

その後、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、(ア)に規定する額の違約罰を請求することとなる旨を受注者に対して通知するものとする。

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条第2項の規定に違反している状態が継続している場合には、工事監督官は再度一定の期間を定めて、受注者に対して確認書類を提出するよう改善の指示を行うものとし、受注者から確認書類が提出されたときは、工事監督官は、契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

(3) 一次下請以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

ア 工事監督官は、施工体制台帳（再下請負通知書を含み、当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

また、工事監督官は、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から30日以内に、確認書類又は特別事情申請書を提出することを求めるものとし、受注者から確認書類又は特別事情申請書が提出されたときは、工事監督官は、特別事情申請書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行った後、契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に確認書類が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると発注者が認めない場合には、工事請負契約書第7条第2項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は特別事情申請書の提出期間を60日（当該下請負人が、二次下請負人（一次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以外の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

契約担当部署は、工事監督官からの施工体制台帳の写しの送付を受けた場合は、契約違反のおそれが発生した旨を防衛省発注機関の長へ速やかに報告するものとする。

その後、受注者から特別事情申請書が提出された場合の取扱いは、第2号ウからオまでに準ずるものとする。

イ 第3号アに該当する場合において、同規定に定める期間（延長があったときは、延長後の期間）内に確認書類が提出されなかったときの受注者に対する違約罰の請求の事前通知等

(ア) 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当部署は、受注者に対して、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の計算式により算出した額の違約罰を請求することになる旨を通知するものとする。

$$P = C \times 0.05$$

P： 違約罰の額

C： 社会保険等未加入建設業者とその注文者（社会保険等未加入建設業者の直近上位の下請負人（受注者を除く。）をいう。）との下請契約に係る請負代金額（法第15条第2項の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書等に記載された請負代金額を用いるものとする。）

なお、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条第2項

の規定に違反している状態が継続している場合には、工事監督官は再度一定の期間を定めて、受注者に対して、確認書類を提出するよう改善の指示を行うものとし、受注者から確認書類が提出されたときは、工事監督官は、契約担当部署へ速やかに提出するものとする。

(イ) 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当部署は、受注者に対して、当該特別の事情を有すると防衛省発注機関の長が認めた旨を通知するとともに、工事監督官は、受注者に対して、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

(4) 違約罰の請求に係る歳入徴収官等への通知

契約担当部署は、受注者に対して、違約罰を請求することとなる旨の通知を行なった後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条第2項の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を、当該債権に係る歳入徴収官等（債権管理法第2条第4項に規定する歳入徴収官等をいう。）へ通知するものとする。

なお、その際には、債権発生金額や経緯をまとめた書類（任意様式）及び最終的に提出された当該社会保険等未加入建設業者に係る契約書や施工体制台帳の写しを添付するものとする。

(5) 建設業許可権者への通報

契約担当部署は、第2号カ(ア)、(イ)又は第3号イ(ア)の場合において、受注者に対して違約罰を請求することとなる旨の通知を行ったとき、第3号イ(イ)の場合において、受注者に対して当該特別の事情を有すると認めた旨の通知を行ったときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者へ、社会保険等未加入建設業者が下請負人である旨並びに発注者名、工事件名、社会保険等未加入建設業者の称号又は名称、許可番号及び住所を速やかに通報するものとする。

なお、その際には、当該社会保険等未加入建設業者に係る施工体制台帳の写しを添付するものとする。

(6) 受注者に対する指名停止等

ア 防衛省発注機関の長は、契約担当部署が第2号カ(ア)、(イ)又は第3号イ(ア)の場合において、受注者に対して違約罰を請求することとなる旨の通知を行ったときは、当該受注者に対して、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づき、指名停止等を行うものとする。

イ 工事監督官等は、アの措置を受けた受注者に対して、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づき、工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

(7) その他

ア 最終的に提出された下請契約書等の写し、特別事情申請書及び確認書類は、契約担当部署において、契約関係図書の一部として保存するものとする。



イ それぞれの下請負人が行う工事の終了後に、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、第2号から第6号の規定に準じて取り扱うものとする。

ウ 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、整備計画局長と協議するものとする。